

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>五 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>六～十九の二 (略)</p> <p>二十 自己株券買付状況報告書 法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。</p> <p>二十の二～三十 (略)</p> <p>三十一 特別利害関係者等 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これ</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 新株引受権証書 法第二条第一項第六号に掲げる新株引受権証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。</p> <p>五の二 (略)</p> <p>五の三 優先出資引受権証書 法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。</p> <p>六～十九の二 (略)</p> <p>二十 自己株券買付状況報告書 法第二十四条の六第三項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。</p> <p>二十の二～三十 (略)</p> <p>三十一 特別利害関係者等 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該会社の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロ</p>

らに準ずる者を含む。)をいう。以下この号において同じ。) 、当該役員の配偶者及び二親等内の血族(以下この号において「役員等」という。)、役員等が自己又は他人(仮設人を含む。ロにおいて同じ。)の名義により所有する株式(優先出資を含む。以下同じ。)又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権(法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。)の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。)

ロ二 (略)

(届出書提出期限の特例)

第三条 法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は

、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一 株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証券

二四 (略)

(有価証券通知書)

第四条 (略)

2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 内国会社

において同じ。)の名義により所有する株式(優先出資を含む。以下同じ。)又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権(法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。)の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。)

ロ二 (略)

(届出書提出期限の特例)

第三条 法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は

、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一 株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)、新株引受権証券(優先出資引受権証券を含む。以下同じ。)、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証券

二四 (略)

(有価証券通知書)

第四条

2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 内国会社

イ (略)

ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（委員会設置会社において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録（会社法第三百七十條の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）又は同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面（当該取締役の議事録を含む。）以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録（会社法第三百十九條第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（会社法第三十二條に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ (略)

二 外国会社

イ 前号に掲げる書類（定款については、会社法第二十七條各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ・ハ (略)

イ (略)

ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等（委員会等設置会社において、同項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該執行役の決定が あつたことを証する書面。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可（以下「主務大臣の認可」という。）を受けたことを証する書面（商法（明治三十二年法律第四十八号）第六十八條ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）

ハ (略)

二 外国会社

イ 前号に掲げる書類（定款については、商法第六十六條第一項各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。）

ロ・ハ (略)

3・4 (略)

(有価証券届出書の記載の特例)

第九条 法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ〜フ (略)

ワ 社債管理者又は社債の管理会社の名称及びその住所

カ 社債管理者又は社債の管理会社の委託の条件

三の二〜八 (略)

(組込方式による有価証券届出書)

第九条の三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転（当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出

3・4 (略)

(有価証券届出書の記載の特例)

第九条 法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ〜フ (略)

ワ 社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

カ 社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三の二〜八 (略)

(組込方式による有価証券届出書)

第九条の三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転（当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出

日前二年三月内に行われたものに限る。)により設立された株式移転設立完全親会社(会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。)であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により株式移転完全子会社(会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下同じ。)となつた会社(以下「当該株式移転完全子会社」という。)のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社(以下「適格株式移転完全子会社」という。)が当該株式移転の日前に提出した直近の有価証券報告書(適格株式移転完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの)の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格株式移転完全子会社及び当該株式移転設立完全親会社が提出した有価証券報告書(前項に規定するものに限る。)とすることができる。

一 当該株式移転の日の前日においてその適格株式移転完全子会社の数がその当該株式移転完全子会社の数の三分の二以上であつたこと。

二 当該株式移転の日の前日においてその適格株式移転完全子会社の株主の数の合計数がその当該株式移転完全子会社の株主の数の合計数の三分の二以上であつたこと。

4

(略)

日前二年三月内に行われたものに限る。)により設立された完全親会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。第十九条第二項において同じ。)であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により完全子会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下この項及び第十九条第二項において同じ。)となつた会社(以下この項において「当該完全子会社」という。)のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社(以下この項において「適格完全子会社」という。)が当該株式移転の日前に提出した直近の有価証券報告書(適格完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの)の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格完全子会社及び当該完全親会社が提出した有価証券報告書(前項に規定するものに限る。)とすることができる。

一 当該株式移転の日の前日においてその適格完全子会社の数がその当該完全子会社の数の三分の二以上であつたこと。

二 当該株式移転の日の前日においてその適格完全子会社の株主の数の合計数がその当該完全子会社の株主の数の合計数の三分の二以上であつたこと。

4

(略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号又は第六号において引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し若しくは主務大臣の認可を受けたことを証する書面(会社法第三十二条第一項に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面)又はこれらに類する書面

ハ 当該有価証券の発行による会社(指定法人を含む。)の資本金の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ニ(ト) (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号又は第六号において引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し若しくは主務大臣の認可を受けたことを証する書面(商法第百六十八条ノ二に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面)又はこれらに類する書面(組合である場合に限る。)

ハ 当該有価証券の発行による会社(指定法人を含む。)の資本金の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ニ(ト) (略)

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券届出書の提出者が第九条の三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次の各号(同項第一号に掲げる要件に該当する場合は(ロ)を除く。)に掲げる事項を記載した書面

(イ) 当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

(ロ) 同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該株式移転完全子会社及び適格株式移転完全子会社の株主数

(ハ) (略)

(ニ) 当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格株式移転完全子会社の株主総会の決議の内容

三〇六 (略)

2 (略)

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十四条の九の二 令第三条の二の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号) 第二百二十七条において準用する同法第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替外債をいう。以下この条において同

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券届出書の提出者が第九条の三第三項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち同項に規定するものを提出している者である場合には、次の各号(同項第一号に掲げる要件に該当する場合は(ロ)を除く。)に掲げる事項を記載した書面

(イ) 当該提出者の当該完全子会社及び適格完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

(ロ) 同項に規定する株式移転の日の前日における当該提出者の当該完全子会社及び適格完全子会社の株主数

(ハ) (略)

(ニ) 当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る当該適格完全子会社の株主総会の決議の内容

三〇六 (略)

2 (略)

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十四条の九の二 令第三条の二の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号) 第二百二十七条において準用する同法第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替外債をいう。以下この条において同

じ。) のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの (第十四条の十五の二において「短期外債」という。) とする。

一 (略)

(削る)

二 (四) (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項 (法第二十七条において準用する場合を含む。) に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類 (第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。) とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ (略)

ロ 当該有価証券の発行による会社 (指定法人を含む。) の資本金の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ハ (ホ) (略)

二 (略)

2 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等

じ。) のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの (第十四条の十五の二において「短期外債」という。) とする。

一 (略)

二 契約により振替外債の総額が引き受けられるものであること。

三 (五) (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項 (法第二十七条において準用する場合を含む。) に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類 (第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。) とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ (略)

ロ 当該有価証券の発行による会社 (指定法人を含む。) の資本金の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ハ (略)

二 (略)

2 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等

第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 内国会社

イ・ロ (略)

ハ 令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し（持分会社にあつては総社員の同意があつたことを知るに足る書面の写し）及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ・ホ (略)

二 (略)

254 (略)

5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 (略)

二 当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げるもので、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人及び組合にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

6 (略)

(有価証券の所有者数の算定方法)

第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 内国会社

イ・ロ (略)

ハ 令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ・ホ (略)

二 (略)

254 (略)

5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 (略)

二 当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定するもので、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人及び組合にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）

6 (略)

(有価証券の所有者数の算定方法)

第十六条の三 法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、
剰余金の配当、残余財産の分配、株式の買受け及び優先出資法第十
五条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による優先出資の
消却並びに株主総会において議決権を行使することができる事項に
ついての内容が同一である有価証券ごとに、その株主名簿に記載さ
れ、又は記録された株主(当該有価証券が株券以外の有価証券であ
る場合には、その所有者)の数により算定するものとする。ただし
、特別の法律により定款をもつて譲受人を当該会社の事業に関係の
ある者に限ることができる^{とされている}株券について、当該株券の
所有状況の把握に資するため、当該会社が株主名簿以外に当該会社
の事業と特定の関係を有する当該株券の所有者に係る名簿を作成し
ている場合であつて、当該名簿に基づき当該株券の移動が管理され
ているときは、当該名簿に記載された所有者については、その数を
当該名簿の数により算定することができる。

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会
社(指定法人及び組合を含む。)は、内国会社にあつては第五号の
三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲
げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告
書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

第十六条の三 法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、
利益(剰余金を含む。以下この条において同じ。)又は利息の配当
、残余財産の分配、株式の買受け、利益を用いて行う当該有価証券
の消却及び優先出資法第二条第五項に規定する普通出資の増加によ
つて得た資金をもつて行う優先出資の消却並びに議決権を行使する
ことができる事項についての内容が同一である有価証券ごとに、そ
の株主名簿に記載され、又は記録された株主(当該有価証券が株券
以外の有価証券である場合には、その所有者)の数により算定する
ものとする。ただし、特別の法律により定款をもつて譲受人を当該
会社の事業に関係のある者に限ることができる^{とされている}株券に
ついて、当該株券の所有状況の把握に資するため、当該会社が株主
名簿以外に当該会社の事業と特定の関係を有する当該株券の所有者
に係る名簿を作成している場合であつて、当該名簿に基づき当該株
券の移動が管理されているときは、当該名簿に記載された所有者に
ついては、その数を当該名簿の数により算定することができる。

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会
社(指定法人及び組合を含む。)は、内国会社にあつては第五号の
三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲
げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告
書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（次号に該当する場合を除き、当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ〜ハ (略)

二 株券（準備金の資本組入れ又は剰余金の処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）又は新株予約権証券の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

(1)〜(3) (略)

二の二 令第一条の四第三項（令第一条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定により募集に該当しないこととなる新株予約権証券の取得の申込みの勧誘（令第一条の四第一項に規定する取得の申込みの勧誘をいう。）又は令第一条の八第二項の規定により売出しに該当しないこととなる新株予約権証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘（法第二条第四項に規定する売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘をいう。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合

イ〜ハ (略)

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（次号に該当する場合を除き、当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ〜ハ (略)

二 株券（準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。）又は新株予約権証券の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

(1)〜(3) (略)

二の二 令第一条の四第三項（令第一条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定により募集に該当しないこととなる新株予約権証券の取得の申込みの勧誘（令第一条の四第一項に規定する取得の申込みの勧誘をいう。）又は令第一条の八第二項の規定により売出しに該当しないこととなる新株予約権証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘（法第二条第四項に規定する売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘をいう。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合

イ〜ハ (略)

ロ 第一号ロの(2)に掲げる事項

ニ 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第三条の三第二項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

ホ (略)

三 提出会社の親会社の異動(当該提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなることを又は親会社でなかつた会社が当該提出会社の親会社になることをいう。)又は提出会社の特定子会社の異動(当該提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなることを又は子会社でなかつた会社が当該提出会社の特定子会社になることをいう。)があつた場合

イ・ロ (略)

ハ 当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の数(当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これらの数を含む。)及び当該特定子会社の総株主の議決権(法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。)に対する割合

ロ 第一号ロの(2)に掲げる事項

ニ 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第三条の三第二項各号に規定する会社の取締役、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

ホ (略)

三 提出会社の親会社の異動(当該提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなることを又は親会社でなかつた会社が当該提出会社の親会社になることをいう。)又は提出会社の特定子会社の異動(当該提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなることを又は子会社でなかつた会社が当該提出会社の特定子会社になることをいう。)があつた場合

ハ 当該異動に係る会社が特定子会社である場合には、当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権(株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。)の数(当該提出会社の他の子会社が当該特定子会社の議決権を所有している場合には、これらの数を含む。)及び当該特定子会社の総株主の議決権(法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。)に対する割合

二 (略)

四〇六 (略)

六の二 提出会社が株式交換完全親会社(会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。)となる株式交換(当該株式交換により株式交換完全子会社(会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。以下同じ。)となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上に相当する場合又は当該完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上に相当する場合に限る。)又は提出会社が株式交換完全子会社となる株式交換に係る契約が締結された場合(これらの契約が締結されること
が確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。)

イ〇八 (略)

六の三 株式移転に係る株主総会の決議があつた場合

イ 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合は、当該他の株式移転完全子会社となる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

ロ・ハ (略)

七 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加すること

二 (略)

四〇六 (略)

六の二 提出会社が完全親会社となる株式交換(当該株式交換により完全子会社となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上に相当する場合又は当該完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上に相当する場合に限る。)又は提出会社が完全子会社となる株式交換に係る契約が締結された場合(これらの契約が締結されること
が確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。)

イ〇八 (略)

六の三 株式移転に係る株主総会の決議があつた場合

イ 当該株式移転において、提出会社の他に完全子会社となる会社がある場合は、当該他の完全子会社となる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

ロ・ハ (略)

七 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加すること

が見込まれる会社の分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる会社の分割に係る計画の承認又は契約の締結が行われた場合（これらの計画の承認又は契約の締結が確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ 当該分割により提出会社から事業を承継し、又は提出会社に事業を承継させる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び、事業の内容

ロ・ハ (略)

七の二・八 (略)

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含み、委員会設置会社である場合は代表執行役。以下同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなる）又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ・ニ (略)

十 提出会社に係る民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）

が見込まれる会社の分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる会社の分割に係る計画の承認又は契約の締結が行われた場合（これらの計画の承認又は契約の締結が確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ 当該分割により提出会社から営業を承継し、又は提出会社に営業を承継させる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ロ・ハ (略)

七の二・八 (略)

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）を代表すべき役員を含み、委員会等設置会社である場合は代表執行役。以下同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなる）又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ・ニ (略)

十 提出会社に係る破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定に

の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実（以下この号、次号、第十七号及び第十八号において「破産手続開始の申立て等」という。）があつた場合

イ〜ニ （略）

十一・十二 （略）

十三 連結子会社に係る重要な災害（連結子会社の当該災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この条において「当該連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額（以下この条において「連結純資産額」という。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該連結会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められる場合

イ〜ホ （略）

十四〜十四の三 （略）

十五 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年

による破産手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立て、商法の規定による整理開始の申立て又はこれらに準ずる事実（以下この号、次号、第十七号及び第十八号において「破産手続開始の申立て等」という。）があつた場合

イ〜ニ （略）

十一・十二 （略）

十三 連結子会社（提出会社の最近連結会計年度に係る連結子会社をいう。以下この条において同じ。）に係る重要な災害（連結子会社の当該災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この条において「当該連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額（以下この条において「連結純資産額」という。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該連結会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められる場合

イ〜ホ （略）

十四〜十四の三 （略）

十五 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年

度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の分割又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の分割に係る計画の承認又は契約の締結が行われた場合（これらの計画の承認又は契約の締結が確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ (略)

ロ 当該分割により連結子会社から事業を承継し、又は連結子会社に事業を承継させる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ハ・ニ (略)

十五の二〇十九 (略)

3 前二項の規定は、提出会社が発行する株式であつて、その剰余金の配当が特定の子会社（以下この条において「運動子会社」という。）の剰余金の配当又は会社法第四百五十四条第五項に規定する中間配当に基づき決定される旨が当該提出会社の定款で定められた株式を発行している場合における当該運動子会社に関する臨時報告書の作成及び提出について準用する。この場合において、前項中「提出会社」とあるのは「運動子会社」と読み替えるものとする。

4～6 (略)

度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の分割又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の分割に係る計画の承認又は契約の締結が行われた場合（これらの計画の承認又は契約の締結が確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ (略)

ロ 当該分割により連結子会社から営業を承継し、又は連結子会社に営業を承継させる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ハ・ニ (略)

十五の二〇十九 (略)

3 前二項の規定は、提出会社が発行する株式であつて、その利益の配当又は金銭の分配が特定の子会社（以下この条において「運動子会社」という。）の利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配に基づき決定される旨が当該提出会社の定款で定められた株式を発行している場合における当該運動子会社に関する臨時報告書の作成及び提出について準用する。この場合において、前項中「提出会社」とあるのは「運動子会社」と読み替えるものとする。

4～6 (略)

(自己株券買付状況報告書の記載内容等)

第十九条の三 法第二十四条の六第一項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき会社は、第十七号様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

(有価証券通知書等の提出先)

第二十条 有価証券通知書(第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。)、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。)並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。)及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長

(自己株券買付状況報告書の記載内容等)

第十九条の三 法第二十四条の六第一項又は第二項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 法第二十四条の六第一項の規定による場合 第十七号様式

二 法第二十四条の六第二項の規定による場合 第十八号様式

(有価証券通知書等の提出先)

第二十条 有価証券通知書(第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。)、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。)並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。)及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長

(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。)に提出しなければならない。

一 資本金の額、基金の総額又は出資の総額(会社(指定法人及び組合を含む。))の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額)が五十億円未満の会社(指定法人及び組合を含む。)

二 (略)

2 4 (略)

第二十二條 (略)

2 主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主(優先出資法第二条第四項に規定する普通出資者及び優先出資者並びに保険業法第二条第五項に規定する相互会社の社員を含む。以下この項において同じ。))の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店(その名称のいかんにかかわらず、会社法第九十一条第三項第三号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同法第九百三十条第一項第五号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所並びに保険業法第二十七条第二項第二号の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。)をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。)に提出しなければならない。

一 資本の額、基金の総額又は出資の総額(会社(指定法人及び組合を含む。))の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額)が五十億円未満の会社(指定法人及び組合を含む。)

二 (略)

2 4 (略)

第二十二條 (略)

2 主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主(優先出資法第二条第四項に規定する普通出資者及び優先出資者並びに保険業法第二条第五項に規定する相互会社の社員を含む。以下この項において同じ。))の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店(その名称のいかんにかかわらず、商法第百八十八条第二項第二号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同条第四項において準用する同法第六十五条第一項に規定する支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所並びに保険業法第二十七条第二項第二号の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。)をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

3

(略)

3

(略)